

電気需給約款【低圧】 新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

改定の概要	改定前	改定後
改定日を更新しました。	[最終改定日：令和6年4月1日]	[最終改定日：令和6年12月1日]
「6 供給契約の成立および契約期間」について、表記を一部見直しました。	<p>6 供給契約の成立および契約期間</p> <p>(3)</p> <p>ロ お客さまから契約期間満了日の1週間前までに供給契約の終了または変更に関する通知がない場合は、供給契約は、契約期間満了後も電気供給申込書に記載のある期間ごとに同一条件で更新されるものいたします。なお、契約期間が更新される場合、当社は、更新前に、書面を交付することなく更新後の契約期間のみをお客さまに説明し、更新後に、当社の名称および住所、お客さまとの契約更新年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を当社が<u>適切と判断した方法</u>によりお知らせすることがあり、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。</p>	<p>6 供給契約の成立および契約期間</p> <p>(3)</p> <p>ロ お客さまから契約期間満了日の1週間前までに供給契約の終了または変更に関する通知がない場合は、供給契約は、契約期間満了後も電気供給申込書に記載のある期間ごとに同一条件で更新されるものいたします。なお、契約期間が更新される場合、当社は、更新前に、書面を交付することなく更新後の契約期間のみをお客さまに説明し、更新後に、当社の名称および住所、お客さまとの契約更新年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を<u>当社が適切と判断した方法</u>によりお知らせすることがあり、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。</p>
「42 契約の解除等」について、猶予期間を見直しました。	<p>42 契約の解除等</p> <p>(1)</p> <p>ハ 支払期日を40日経過してもお客さまが料金等を支払われない場合</p>	<p>42 契約の解除等</p> <p>(1)</p> <p>ハ 支払期日を<u>10日</u>経過してもお客さまが料金等を支払われない場合</p>
「別表」について、表記を一部見直しました。	<p>別表</p> <p>2 燃料費等調整</p>	<p>別表</p> <p>2 燃料費等調整</p>

(9) 当社は、当社の裁量により、燃料費等調整額の加減算について、当社が適切と判断した方法により事前にお客さまに通知することで、燃料費等調整額の全部または一部の加減算を分割にて行うことまたは燃料費等調整額の一部または全部を加算しないことができるものとします。ただし、燃料費等調整額の加減算を分割にて行っているお客さまの需給契約が終了する場合、需給契約が終了した日時点において料金に加減算していない燃料費等調整額の残額の合計金額については、最終の料金の請求時に一括して加減算するものとします。

4 電源調整

(1) 電源調整額の算定

へ 基準単価

基準単価は、平均市場価格が 1 円 00 銭変動した場合の値とし、基準単価の上限値を超えない限りで月毎に定め、使用月の前月までにホームページ等で通知するものといたします。

(9) 当社は、当社の裁量により、燃料費等調整額の加減算について、当社が適切と判断した方法により事前にお客さまに通知することで、燃料費等調整額の全部または一部の加減算を分割にて行うことまたは燃料費等調整額の一部または全部を加算しないことができるものとします。ただし、燃料費等調整額の加減算を分割にて行っているお客さまの需給契約が終了する場合、需給契約が終了した日時点において料金に加減算していない燃料費等調整額の残額の合計金額については、最終の料金の請求時に一括して加減算するものとします。

4 電源調整

(1) 電源調整額の算定

へ 基準単価

基準単価は、平均市場価格が 1 円 00 銭変動した場合の値とし、基準単価の上限値を超えない限りで月毎に定め、使用月の前月までに当社が適切と判断した方法により通知いたします。